

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会的存在価値の高い企業としての責任の遂行と迅速な経営判断によるステークホルダー(株主、投資家、お客様等)の利益確保のため、コーポレート・ガバナンスの確立が重要な経営課題のひとつと認識しております。当社は、社会全般から信頼される企業であり続けるため、体制をガバナンスとマネジメントに分離し、それぞれの機能が適正になされているかをチェックするための「コンプライアンス委員会」を常設する等、公平かつ公正な企業経営を実現することを基本とし、継続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(有)ビッグブリッジ	1,320,000	15.66
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	493,000	5.85
(株)三井住友銀行	410,800	4.87
(株)三菱東京UFJ銀行	348,240	4.13
大橋宏成	293,056	3.47
大橋尚子	280,684	3.33
太陽生命保険(株)	225,840	2.68
大橋千津子	201,052	2.38
大橋智成	192,884	2.28
富岡友子	186,836	2.21

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3 月

業種 電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 12 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 4 名

社外取締役の選任状況 選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各監査役は、会計監査人あずさ監査法人の会計監査に適宜立ち会うほか、四半期決算ごとに行なわれる報告会により情報の共有化を行い、監査の実効性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定され
ている人数 更新 2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
片山隆之	他の会社の出身者													○
吉原重樹	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片山隆之	○	――	上場会社での役員経験による専門知識と豊富な企業経営の経験を有していることから、職務を適切に遂行できると判断し選任しております。
吉原重樹	○	――	金融機関における上席検査役の経験により財務会計に関する知見を有し、複数の事業会社での役員経験による専門知識と豊富な企業経営の経験を有していることから、職務を適切に遂行できると判断し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数更新

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役の貢献度合いについては役員賞与に反映させるとともに、経営者としての最重要課題においてインセンティブ制度を実施しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明更新

取締役:6名 年間報酬総額:108百万円、監査役:4名 年間報酬総額 13百万円(うち社外監査役6百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- 1.取締役会、マネージャーミーティング、月例監査役会など重要会議への出席(情報収集)。

- 2.取締役による四半期ごとの業務報告。
- 3.取締役による四半期ごとの決算報告。
- 4.監査法人による四半期ごとの連結及び個別決算についての所見と今後の方向性についての説明。
- 5.重要資料の閲覧。
- 6.職務を補助する使用人の配置。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1.会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、監査役会設置会社であります。当社は、経営の監視監督と業務執行を明確に分離する目的で本年4月に執行役員制度の運用を開始し、取締役会による経営監督機能の向上を図り、業務執行に関する役割と責任を明確化するとともに、意思決定、業務執行の迅速化を図っております。

取締役会は4名の取締役で構成し、経営に関する意思決定機関としてグループ全体の業務執行を監視・監督する役割を担っています。取締役会のもとには、トップマネジメント層から構成される「経営会議」「戦略会議」を置き、経営方針・経営戦略の立案とグループ全体の経営課題を具体的に検討・協議することで、効率的かつ効果的な事業経営を運営しています。

監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名で構成し、取締役会及び重要な会議などに出席し、取締役の意思決定及び執行役員の業務執行の監査並びに子会社を含むグループ全体の業務状況について監査しております。十分な社内知識を有する監査役と、社外での豊富な経験・知識を有する社外監査役が活発な意見交換を行い、公正且つ適正な監査を行っております。

執行役員は、取締役会の決議によって、当社の一定事項の業務について包括的な業務執行の責任者としての権限が付与されています。取締役と執行役員で構成される「執行会議」を定期的に開催し、機動的な経営意思決定を実現する体制を整えています。

2.内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、社長が内部監査責任者(管理担当役員)に対し、年度の内部監査の重点方針ならびに監査事項を指示しております。内部監査責任者は、指示に基づき2～3人の内部監査人を指名し、監査役(立会人)と内部監査チームを編成します。内部監査チームは、内部監査の重点方針と監査事項を検討の上、監査計画を立案し、当社の全部門を対象に計画的に監査を行っております。

監査役監査につきましては、常勤監査役1名、社外監査役2名にて監査役会を構成し、定期的に監査役会を開催すると同時に取締役会へ出席し、必要に応じて意見を述べ、法令遵守体制及び内部統制システムの整備・運用状況等について監査を実施しております。各監査役は、会計監査人有限責任 あずさ監査法人の会計監査に適宜立ち会うほか、四半期決算ごとに行なわれる報告会により情報の共有化を行い、監査の実効性の向上を図っております。

3.会計監査の状況

a. 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

沖 恒弘(有限責任 あずさ監査法人)
古山 和則(有限責任 あずさ監査法人)

b. 業務に係わる補助者の状況

公認会計士 6名
その他 9名

公認会計士監査は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結び、期末監査に偏ることなく、期中を通して会計監査が実施されております。

4.会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は、取引関係その他利害関係の概要

当社では社外取締役を選任しておりません。監査役片山隆之及び吉原重樹はいずれも「会社法第2条第16号」に定める社外監査役であります。

5.リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理を目的として、役員会としての、戦略会議、経営会議を定期的に開催、さらに法令で定められた事項や経営に関する重要事項は取締役会で決定しております。

また、監査機能として、監査役会のほか、内部監査人による内部監査を定期的に実施しております。

6.監査報酬の内容

当社の有限責任 あずさ監査法人への公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は3千2百万円であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社にとってこの企業統治の体制が企業運営上もっとも適切な体制であると判断し、採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

その他

総会においては、プロジェクターにより要点を描写した上で社長が具体的な説明をするなど、株主との相互理解を深めるべく努めております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

IR資料として、決算短信、業績推移、報告書、適時開示資料等を掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

取締役 塚正勉

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するためガバナンスとマネジメントに分離し、それぞれの機能が適正になされているかをチェックするための「コンプライアンス委員会」を常設し、公平かつ公正な企業経営を実現するため、以下の体制を構築していくこととしています。

2.当社の取締役の業務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書類管理規程・社外公開情報管理規程・機密情報管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を実行する体制としています。

3.当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

現状考えられる損失の危険については、その大きさにより委員会を設置し対応・協議する体制を継続しています。また、今後において当社に損失を与える事象が発生した場合あるいは可能性があることが発覚した場合は、直ちに担当役員が代表取締役及び監査役に報告し、役員全員で協議対応する体制としています。

4.当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下により「取締役の職務の執行が効率的に行われること」を確保しています。

- a.取締役会にて重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を実施しています。
- b.NKK EC (NKK Executive Committee)にてグループ全体で取り組む重要課題の決定並びに状況把握を実施しています。
- c.経営会議にて経営に関する重要事項に係る意思決定を実施しています。
- d.戦略会議にて業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に実施しています。
- e.経営の意志の浸透と共有を図るためマネージャーミーティングと目標達成会議を定期的に開催しています。

5.当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従来の外部・内部監査に加えコンプライアンス委員会を設置し、法令及び定款に適合することをさらに強化しています。

6.株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制室による企業集団全体に係る内部統制システムのより効果的な整備を推進するとともに、子会社の業務について担当役員が個別担当し、業務の執行から情報の保存・管理の指導並びに統括・推進する体制を継続しています。また、目標と実績並びにグループ全体に係る諸問題をNKK ECや取締役会等で協議し、課題の解決を図っております。

7.当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人については、必要に応じて監査役スタッフを置くことができます。

8.前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人については、取締役からの独立性を確保するため、取締役と監査役が協議の上決定しています。

9.当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき従業員は当社の就業規則に従い、当該従業員への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施しています。

10.当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 当社の取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の体制について
(1) 監査役は、取締役会のほか、経営会議等の必要とされる会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとします。
(2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。
- b. 子会社の取締役、使用人が監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
(1) 当社の監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役または従業員にその説明を求めることとしております。
(2) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実その他重要な事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役会に報告することとしております。

11.子会社の取締役および監査役ならびに使用人等、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報窓口は通報・相談の受付、事実確認および調査等で知り得た秘密事項を漏らすことを禁止しており、漏らした場合には当社社内規程に従い処分を課しております。また、いかなる場合においても、通報窓口への通報・相談者に対して、不利益な取扱いはい行いません。

12.当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしています。

13.その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a.過半数は社外監査役として、対外的に透明性を確保することとしています。
- b.監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を活用することができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し全社を挙げて毅然とした態度で対応します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

